

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成27年8月27日

京都市長 門川 大作

## 1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-002	平成27年8月24日	京都市北区紫野花ノ坊町22番、23番1の一部、23番2、24番の一部、25番の一部、25番1の一部、25番2、25番3の一部、26番、26番1から26番8まで、27番、27番1から27番6まで、28番、29番及び58番の一部、同区紫野北花ノ坊町1番の一部、2番1から2番5まで、2番5の1、2番6から2番23まで、2番25の一部、2番26の一部、2番27の一部、2番28から2番34まで、2番36から2番41まで、2番43から2番46まで、2番46の1、2番47から2番56まで、2番58、2番60から2番71まで、3番の一部、4番から10番まで、10番1、11番から14番まで、14番1から14番5まで、15番、15番1から15番14まで、16番から33番まで、34番1、35番、35番1、36番1、39番1の一部、39番8、40番1、41番、42番1、42番2、52番、52番1から52番9まで、

	5 2 番 1 6, 5 3 番から5 7 番まで, 5 7 番 1, 5 8 番, 5 8 番 2 から 5 8 番 5 まで, 5 9 番 1 から 5 9 番 3 まで, 6 0 番から 6 2 番まで, 6 3 番 1 から 6 3 番 6 まで, 6 6 番から 7 7 番まで, 8 3 番, 8 4 番 1, 8 4 番 2, 8 5 番, 8 5 番 1 から 8 5 番 4 まで, 8 8 番 1, 8 8 番 2, 8 9 番, 9 0 番, 9 0 番 1, 9 1 番から 9 3 番まで, 9 3 番 1, 9 4 番, 9 4 番 1, 9 4 番 2, 9 5 番の一部, 9 6 番 1 の一部及び 9 7 番並びに同区鷹峯旧土居町 4 番 2 及び 4 番 3
--	--

## 2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで(ただし, 正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)